

令和 4 年 1 0 月 1 9 日
男 女 共 同 参 画 課

令和 4 年度女性の就労環境整備の推進事業の概要等について

1 事業の目的

女性の就労環境については、非正規雇用者の増加や子育て等との両立など様々な課題がある一方で、企業側、特に中小企業においては、人員の確保や育成に係る課題を抱えている。

また、女性活躍推進法における一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）について、従来努力義務であった常時雇用する労働者 1 0 1 人～3 0 0 人の企業を、新たに策定義務の対象とする改正法が令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことから、新たに対象となる企業に対し、行動計画の策定に向け、より一層の支援を行う必要が生じている。

こうした状況を踏まえ、本事業は、中小企業が女性活躍につながる実効性のある行動計画を確実に策定できるよう、研修会等を開催して行動計画の策定及び着実な実行に向けたサポートを行い、女性の働きやすい就労環境の整備と持続的な成長に結び付けることを目的に実施するものである。

2 研修会等の概要

研修会参加企業が、女性活躍推進の意義を十分に理解し、女性が働きやすい就労環境の整備に向けた取組を進めるとともに、実効性のある行動計画の策定等につながる内容とする（全 3 回）。

なお、全ての研修会について、ハイブリッド形式（対面又はオンラインの希望する形式で参加可能）で開催し、会場はもみじ銀行本店新館 1 0 階ホール（中区胡町 1 番 2 4 号）とする。

また、第 2、3 回の研修会においては、参加企業の課題等を予め抽出するための事前アンケートを実施することで、参加企業のニーズに沿ったものとする。

(1) 第 1 回：企業の経営者等を対象とした勉強会（目標参加企業数 6 0 社）

ア 日 時：令和 4 年 1 1 月 2 5 日（金）1 5 時～1 6 時 3 0 分

イ テーマ：スポーツと組織マネジメント（女性が活躍する未来作り）

ウ 講 師：後藤 翔太氏、株式会社 One Purpose 藤岡 佳子氏

エ 内 容：経営者等に女性活躍推進の意義を伝え意識改革を促すとともに、行動計画が未策定の企業を第 2 回研修会への参加につなげる。

また、行動計画の策定有無にかかわらず広く経営者等の参加を募り、市内企業における女性が働きやすい就労環境の整備を促進する。

(2) 第 2 回：行動計画未策定企業の人事総務担当者等を対象とした講義（3 0 社）

ア 日 時：令和 5 年 1 月 1 8 日（水）1 5 時～1 6 時 3 0 分

イ テーマ：行動計画策定支援セミナー

ウ 講 師：松本社会保険労務士事務所 代表 松本 明子氏

エ 内 容：行動計画策定に向けた課題分析や目標設定等、ポイントや手順を説明し、行動計画の策定を実務的に支援する。

(3) 第 3 回：行動計画策定済み企業の人事総務担当者等を対象とした講義（2 0 社）

ア 日 時：令和 5 年 2 月 1 5 日（水）1 5 時～1 6 時 3 0 分

イ テーマ：女性活躍の道筋をプロデュース

ウ 講 師：キャリアフォーカス 代表 棚多 里美氏

エ 内 容：行動計画の実行にあたり、有効的な施策やノウハウ等の紹介などを行うことで、企業の女性活躍に関する取組の推進を支援する。

(4) フォローアップ

第2、3回の研修会参加企業が、研修会終了後において講義内容や各企業の課題に対して個別相談ができるよう相談窓口を設置する。

なお、第1回目研修会においては、終了後に経済観光局雇用推進課による「無料相談会」を予め相談を希望する企業に対して実施する。

3 今後のスケジュール（予定）

月	10	11	12	1	2	3
第1回目研修会 (経営者等対象)	広報・周知 ←→	開催 (11月25日) ●				
第2回目研修会 (行動計画未策定企業の 人事労務担当者等対象)		←→ 広報・周知		開催 (1月18日) ●	フォローアップ ←→	
第3回目研修会 (行動計画策定済み企業の 人事労務担当者等対象)		←→ 広報・周知			開催 (2月15日) ●	フォローアップ ←→

4 広報・周知

参加企業の募集は、主に、本事業受託者「株式会社YMFG ZONEプランニング」（以下「受託者」という。）により行う。

(1) 募集案内

原則、市内における従業員300人以下の企業をターゲットとし、募集案内の郵送先企業情報は、以下リスト等を活用して効果的にアプローチする。

ア 受託者のグループ企業「もみじ銀行」の取引先

イ 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定済み市内企業リスト

(2) 広報方法

ア 受託者

各回研修会の募集チラシを作成し、上記企業へ郵送及び「もみじ銀行」ホームページやSNSへ掲載するほか、電話等により個別にアプローチを行う。

イ 広島市

ホームページ及び広報紙等を活用した広報・周知を行う。

ウ その他

県・国・経済団体等の関係機関に対して広報・周知の協力を依頼する。